

官報

号外 平成五年三月五日

○第百二十六回 衆議院會議録 第九号

平成五年三月五日(金曜日)

議事日程 第七号

午後一時開議

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請願の件

日程第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

議員請願の件

○議長(櫻内義雄君) 議員請願の件につきお諮りいたします。

田中昭一君から、海外旅行のため、三月十一日から十九日まで九日間、請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長渡辺省一君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔渡辺省一君登壇〕

○渡辺省一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公立小中高等学校及び特殊教育諸学校の学級規模と教職員配置の適正化を図るため、平成五年度から十年度までの六年間において、これらの学校の学級編制及び教職員定数の標準について、所要の改善を図ろうとするものであります。その主な内容は次のとおりであります。

まず、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準の改善について申し上げます。

第一は、小中学校の複式学級、特殊学級及び特殊教育諸学校の小中学校の学級編制の標準を改善すること、

第二は、小中学校の教職員定数の標準について、指導方法の工夫改善のための教員の加配、大規模校への教頭の複数配置、養護教員、学校栄養職員及び事務職員の数等について改善を行うこと、

第三は、特殊教育諸学校について、小中学校に準じた教職員配置の改善を行うとともに、寮母の数等を改善すること

などであります。

次に、公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の標準の改善について申し上げます。

第一は、全日制課程の普通科等の一学級の学級編制の標準を現行の四十五人から四十人に改善すること、

第二は、高等学校の教職員定数の標準について、多様な教育課程の編成、指導方法の工夫のための教員の充実、大規模校への教頭の複数配置、外国語等に係る小人数指導を行うための教員並びに養護教員及び事務職員の数について改善を図る

こと、

第三は、特殊教育諸学校の高等部について、学級編制の標準及び高等学校に準じた教職員定数の改善を行うとともに寮母の数等を改善することなどであります。

なお、この法律は、平成五年四月一日から施行し、その実施につきましては、改正後のこの法律の標準に漸次近づけることを旨として、必要な経過措置を設けることとしてお諮りいたします。

本案は、二月五日本院に提出され、同日本委員会に付託されたものであります。本委員会においては、去る二月二十四日森山文部大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、山原健二郎君から日本共産党の提案に係る修正案が提出されました。

本修正案に対して、内閣の意見を聴取いたしましたところ、森山文部大臣より、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

平成五年三月五日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

出席國務大臣

文部大臣 森山 眞弓君

○朗読を省略した議長の報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

遠藤 乙彦君

補欠

二見 伸明君

文教委員

辞任

狩野 勝君

補欠

萩山 教嚴君

小坂 憲次君

川崎 寛治君

永末 英一君

赤城 徳彦君

萩山 教嚴君

秋葉 忠利君

柳田 稔君

厚生委員

辞任

甘利 明君

岩屋 毅君

衛藤 晟一君

柳田 稔君

相沢 英之君

中山 太郎君

洪田 幸一君

永末 英一君

通信委員

辞任

中井 治君

塚本 三郎君

環境委員

辞任

塚本 三郎君

補欠

中井 治君

予算委員

辞任

相沢 英之君

補欠

福永 信彦君

内海 英男君

中山 太郎君

洪田 幸一君

竹内 猛君

二見 伸明君

宮地 正介君

菅野 悦子君

久野統一郎君

坂本 剛二君

福永 信彦君

福永 信彦君

築瀬 進君

岡田 克也君

河村 建夫君

萩山 教嚴君

福田 康夫君

北沢 清功君

北側 一雄君

倉田 栄喜君

小川 信君

鉢呂 吉雄君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

河上 覃雄君

二見 伸明君

厚生委員

辞任

菅 直人君

補欠

橋崎弥之助君

安全保障委員

辞任

石原 伸晃君

補欠

菅 直人君

今津 寛君

久間 章生君

鈴木 宗男君

谷垣 禎一君

中尾 栄一君

中谷 元君

神田 厚君

石原 慎太郎君

倉成 正君

高鳥 修君

中山 太郎君

浜田 幸一君

松永 光君

綿貫 民輔君

中野 寛成君

栗屋 敏信君

石原 慎太郎君

倉成 正君

高鳥 修君

戸井田三郎君

中山 太郎君

浜田 幸一君

松永 光君

綿貫 民輔君

橋崎弥之助君

二見 伸明君

宮地 正介君

吉井 英勝君

中野 寛成君

渡瀬 憲明君

辻 第一君

岩村卯一郎君

科学技術委員

辞任

今井 勇君

補欠

中谷 元君

小沢 一郎君

井奥 貞雄君

中谷 元君

今井 勇君

石原 慎太郎君

今井 勇君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

井奥 貞雄君

地方行政委員

辭任

齊藤 節君
二見 伸明君

補欠

二見 伸明君
齊藤 節君

農林水産委員

辭任

久間 章生君
鈴木 俊一君
鳩山由紀夫君
星野 行男君
松岡 利勝君
越智 通雄君
大石 千八君
高島 修君
松永 光君
綿貫 民輔君

補欠

松永 光君
高島 修君
綿貫 民輔君
越智 通雄君
大石 千八君
星野 行男君
松岡 利勝君
鈴木 俊一君
久間 章生君
鳩山由紀夫君

運輸委員

辭任

小里 貞利君
古屋 圭司君
石原慎太郎君
中山 太郎君

補欠

石原慎太郎君
中山 太郎君
小里 貞利君
古屋 圭司君

労働委員

辭任

伊藤 英成君
中野 寛成君

補欠

中野 寛成君
伊藤 英成君

建設委員

辭任

金子 一義君
金子徳之介君
川崎 二郎君
萩山 教蔵君
光武 顯君

補欠

倉成 正君
浜田 幸一君
原田 憲君
松本 十郎君
村山 達雄君

予算委員

辭任

石原慎太郎君
衛藤征士郎君
越智 通雄君

補欠

谷津 義男君
山本 有二郎君
中島洋次郎君

大石 千八君

倉成 正君

高島 修君

中山 太郎君

浜田 幸一君

原田 憲君

松永 光君

綿貫 民輔君

二見 伸明君

中野 寛成君

浅野 勝人君

坂井 隆憲君

坂本 剛二君

鈴木 俊一君

中谷 元君

原田 義昭君

岩屋 毅君

内海 英男君

川崎 二郎君

塩谷 立君

中島洋次郎君

真鍋 光広君

宮路 和明君

村田 吉隆君

村山 達雄君

山本 有二郎君

日笠 勝之君

小沢 和秋君

児玉 健次君

伊藤 英成君

一、昨四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辭任

甘利 明君

岩屋 毅君

衛藤 晟一君

補欠

高島 修君

石原慎太郎君

綿貫 民輔君

大石 正光君

岡田 克也君

相沢 英之君

相沢 英之君

石原慎太郎君

高島 修君

中山 太郎君

綿貫 民輔君

相沢 英之君

真鍋 光広君

谷垣 禎一君

鈴木 宗男君

増子 輝彦君

大島 理森君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

古賀 一成君

律の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二月二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

商業及び事務所における衛生に関する条約(第百二十号)の締結について承認を求めるの件

一、去る二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

気象業務法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際的なコスパス・サット計画との地上部分提供国としての提携に関する通告の書簡の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

国際移住機関憲章の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

以上二件 外務委員会 付託

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(内閣提出第一五号)

建設委員会 付託

議員竹下登君の議員辞職勧告に関する決議案(赤松広隆君外二名提出、決議第一号)

一、去る二月二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号(予))

平成五年三月五日 衆議院會議録第九号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

学級まで
十七学級まで

二 「六学級及び七学級
三 八学級から十一学級まで
四 十二学級から二十学級まで
五 二十学級以上

三二 二に改め、同
五

号を同項第八号とし、同項第五号の表農業に関する学科の項及び水産に関する学科の項中「得た数に二を乗じて得た数」を「得た数に二を乗じて得た数」に改め、同表工業に関する学科の項中「二十四学級以上」を「六学級から二十三学級まで」に改め、同表「二」とし、当該学科の学級数の合計数が二十四学級以上の全日制の課程にあつては三とする。を加え、当該学科の学級数の合計数が八学級以上の定時制の課程については当該乗じて得た数に二に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 通信制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分ごとの課程の数の当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数に乗じて得た数の合計数

課程	規模	区分	乗ずる数
二千四百一人から三千人までの課程	一	一	一
三千一人から三千六百人までの課程	二	二	二
三千六百一人以上の課程	三	三	三

六 十八学級から二十六学級までの全日制の課程の数の二を乗じて得た数、二十七学級以上の全日制の課程の数の二を乗じて得た数、十二学級以上の定時制の課程の数の二を乗じて得た数及び通信制の課程の数の二を乗じて得た数の合計数

第九条に次の一項を加える。

3 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる普通教育を主とする学科において、教科又は科目の特質に応じた教育を行うため少数の生徒に対する指導が行われる場合には、前二項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教諭等の数とする。

第十條中「四学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数を三学級から二十九学級までの全日制の課程の数と本校に置かれる四学級から二十九学級までの定時制の課程の数」とし、「三学級の全日制の課程の数の四分の三」を「三十学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数の二に改め、「一」未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」を

削る。

第十二條中「の各号」を削り、同条第一号中「九分の一を乗じて得た数」の下に「(一)未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」を加え、同条第二号中「十八学級」を「十二学級」に改める。

第十四條中「九人」を「八人」に改める。

第十七條中「の各号」を削り、同条第一号中「の数の下に」と高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数(幼稚園の学級数を除く)が三十学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上のものを除く)の数の合計数に二を加え、同条第二号中「(本校及び分校の高等部は、それぞれ一の高等部とみなす。）」を削り、同条第五号中「第十一條第一項第四号」を「第十一條第一項第五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「得た数」の下に「と養護学校の高等部で専門教育を主とする学科のみを置くものの数に二を乗じて得た数との合計数」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加

える。

三 特殊教育諸学校の高等部でその学級数が六学級以上のものの数の二を乗じて得た数第十八條中「特殊教育諸学校の数の下に」と高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数(幼稚園の学級数を除く)が三十学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上のものを除く)の数の合計数に二を加える。

第二十條中「十」を「十二」に改める。

第二十二條の二中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

附則

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 (義務教育諸学校の学級編制に関する経過措置)

公立の義務教育諸学校の学級編制(小学校又は中学校の学級編制で同学年の児童又は生徒で編制するもの及び特殊教育諸学校の小学部又は中学部の学級編制で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この項において「法」という。))第三條第三項に規定する心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒で編制するものを除く。については、平成十年三月三十一日までの間は、第一條の規定による改正後の法(以下「新標準法」という。))第三條の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新標準法第六條に規定する小中学校教職員定数又は新標準法第十條に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の学級編制に関する経過措置)

4 公立の高等学校の全日制の課程の学級編制(第二條の規定による改正前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六條の規定により一学級の生徒の数の標準が四十人とされている学科の生徒で編制するものを除く。又は公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下この項において「法」という。))第十四條に規定する心身の故障を二以上併せ有する生徒で編制するものを除く。については、平成十年三月三十一日までの間は、第二條の規定による改正後の法(以下「新高校標準法」という。))第六條又は第十四條の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、当該高等学校又は高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会がその基準を定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

5 新高校標準法第七條に規定する高等学校教職員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊

教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員数の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

理由

公立の小・中学校、中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、高等学校の全日制の課程に置かれる普通教育を主とする学科等の学級編制の標準を四十五人から四十人にする等これらの学校の学級編制の標準を改めるとともに、これらの学校の教職員定数の標準を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公立義務教育諸学校に係る第六次教職員配置改善計画（平成五年度から十年度までの六年間）及び公立高等学校等に係る第五次学級編制及び教職員配置改善計画（平成五年度から十年度までの六年間）を実施し、公立の小・中学校、中学校及び高等学校並びに特殊教育諸学校の学級規模と教職員の定数の標準を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

(一) 小・中学校の複式学級の学級編制の標準を、十八人（第一学年を含む場合十八人）から十六人（第一学年を含む場合十八人）に改めるとともに、中学校及び特殊学級並びに特殊教育諸学校の小・中学校の学級編制の標準についても、これに準じて改めること。

(二) 複数の教諭等の協力による指導を行うとともに、中学校の選択履修の拡大に対応できるように教職員配置を行うこと。

(三) 登校拒否、通級指導、外国人子女等に対する日本語指導及び生徒指導体制の充実のための教職員配置等を行うこと。

(四) 養護教諭等、学校栄養職員及び事務職員の改善並びに大規模校への教頭の複数配置を行うこと。

(五) 特殊教育諸学校について、小・中学校に準じた教職員配置の改善を行うこと。

(六) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正

(一) 全日制の課程の普通科等の学級編制の標準を、四十五人から四十人に改めること。

(二) 外国語等に係る小人数指導を行うための教職員配置を行うこと。

(三) 多様な教科科目を開設し、選択履修を認めるなど多様な教育を行うための教職員配置等を行うこと。

(四) 生徒指導担当（進路指導、教育相談担当）を充実するための教職員配置及び職業系学科の教職員配置の改善を行うこと。

(五) 大規模校への教頭の複数配置、養護教諭等及び事務職員の改善を行うこと。

(六) 特殊教育諸学校の高等部について学級編制の標準の改善を行うとともに、高等学校に準じた教職員の改善を行うこと。

3 施行期日等

(一) 本案は、平成五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三十五人にするともに、公立高等学校の職業学科等及び定時制課程の学級編制の標準を三十五人とする等の旨の修正案が提出されたが、賛成多数をもって否決された。

本修正案に対して、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を求めたところ、森山文部大臣より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成五年度文部省所管一般会計予算に、義務教育費国庫負担金として、約百九十六億円が計上されている。

右報告する。

平成五年二月二十六日

文教委員長 渡辺 省一

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

学校教育における教育水準の一層の向上を図るため、政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

一 改善計画期間中における年度計画の策定に当たっては、地域の事情を尊重するとともに、着実な計画実施に努めること。とりわけティーム・ティーチング等の新しい方式による教職員配置に関しては、地域や学校の実情に即して実施されるよう、各自自治体の意見を十分尊重すること。

二 ゆたかな、ゆとりある教育を更に推進するため、今後の児童・生徒数の推移等をも勘案しながら、学級規模等の在り方の検討を早急に開始すること。

三 障害児の教育及び日本語が不自由な外国籍の児童・生徒、外国から帰国した児童・生徒などの普通学級における学習を保障するために、教育環境の整備と必要に応じた教職員定数の確保に一層の努力を行うこと。

四 児童・生徒数の少ない地域の学校教育を一層改善するため、複式学級の解消その他について検討を行うこと。

五 養護教員、事務職員、学校栄養職員の定数改善について、その機能と任務とに十分対応できるように今後更に検討すること。

六 高等学校における総合学科の創設に当たっては、別途措置されることとされている教職員配置を含む条件整備について財政上万全を期すること。

七 生徒の選択履修の幅が増えることに伴い、個々の生徒の履修科目の編成にアドバイスを与える校内体制を整備すること。

八 公立高等学校の学級編制の標準の改善に伴い、私立高等学校の学級規模についても、高等学校設置基準の見直しについての検討を含め適正化に努めること。

去る二日は、会議を開くに至らなかったため、ここに議事日程を掲載する。

議事日程 第六号

平成五年三月二日（火曜日）

正午開議

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

平成五年三月五日 衆議院會議録第九号

衆議院會議録第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 三 加熱 過熱
三 四 末 三 経路への 経路へと

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電 話 03 (3587) 4302
定 価 本号一部
三円(税別)
送料別